

第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和4年9月22日(木)午後2時00分～3時07分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(11人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、11番 奥畑 智子、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子</p> <p>4. 欠席委員(7人) 4番 仲澤 清一、10番 小川 雄三、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第6 議案第5号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第7 議案第6号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第8 議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画(第243号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和4年第9回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(関)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、4番 仲澤 清一 委員、10番 小川 雄三 委員、12番 小川 祥一 委員、13番 中村 東 委員、14番 堀江 恒夫 委員、17番 黒須 明 委員、18番 相吉澤 宏 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中11名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。</p>
<p>会長(関)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)</p>

(会長 (関))	議事日程の朗読をお願いします。
事務局長 (相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長 (相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 15番 石岡 幸雄 委員、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、整理番号3番について、内容と経過について説明させます。
事務局 (中山)	< 整理番号3について、内容と経過の説明 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7番 齋藤 勉 委員	9月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。主たる経営作物、水稲、ネギ、ナス。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、ハーベスター1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作す

(7番 齋藤 勉 委員)	ると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、質疑がないようですので申請のおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、申請のおり許可することに決定いたしました。 議案第1号 整理番号2番については、議事参与の制限により、私は退席となりますので、議長を 塩野目 富夫 職務代理をお願いいたします。 ここで、休憩いたします。 (午後 2時 12分) < 議長交代 >
事務局長 (相ヶ瀬)	< 議事参与の制限の説明 >
議長	再開いたします。 (午後 2時 13分) 整理番号2番について、調査委員の報告を事務局に代読させます。
事務局 (大橋)	9月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、イチゴ。申請地については、イチゴではなく他の野菜を作付予定。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす

(事務局 (大橋))	影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 関 会長の復席を求めます。 休憩いたします。 (午後 2時 15分)
議長	< 会長復席 > 再開いたします。 (午後 2時 16分) 関 会長に申し上げます。日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 それでは、議長を 関 会長に交代いたします。 休憩いたします。 (午後 2時 17分)
議長	< 議長交代 > 再開いたします。 (午後 2時 17分) 議案第1号 整理番号3番についてですが、最初の事務局からの説明のとおり、第6回総会からの継続審議であり、この後上程される議案第3号との関連がありますので、その審議後に諮るものいたします。次に、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容につ

(議長)	いては省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。
2番 田中 雄二 委員	9月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・田、西が山林・畑、南が道を挟んで宅地・山林、北が畑。同意書、一部有。転用計画、転用事業者は、農業を営んでいるが、収入増加の手段として有用であり農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、2,271㎡のうち0.688㎡。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。約14年で黒字見込む。売電単価、税抜11円。構造等、パネル230枚、寸法1.755m×1.038m。パワーコンディショナー8基、引込柱1本。架台の高さ3m。発電出力39.6kW、年間発電量約86,000kWh。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、耕作者、●●●氏、認定農業者。作物、大麦、2,271㎡作付。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年11月1日から令和4年12月31日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和4年7月11日付。東京電力と接続協議済、令和4年5月11日付。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終了しましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり

(議長)	許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に事務局より提案があるそうなので、説明をお願いいたします。
事務局長 (相ヶ瀬)	< このあと上程される議案第4号が、整理番号3番の案件と関連があるため、整理番号3番については、議案第4号の審議後に審議とした方が順番的に合理的であると考えている旨を説明 >
議長	事務局より提案説明がありましたとおり、整理番号3番については、次に上程される議案第4号の審議後に審議とすることよろしいかお諮りします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番については、次に上程される議案第4号の審議後に審議とすることに決定いたしました。それでは、整理番号1番、2番、4番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、8番 川上 恵 委員をお願いいたします。
8番 川上 恵 委員	9月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が水路を挟んで田・雑種地、南が田・雑種地、北が宅地・畑。同意書、無。隣接地所有者へ事業説明済。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、2,305㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。約13年で黒字見込む。売電単価、税抜14円。構造等、パネル208枚、寸法2.094m×1.038m。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約103,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年11月1日から令和4年12月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和4年8月9日付。法定外道路払下げ申請済。経済産業省事業認可済、令和元年12月24日付。東京電力と接続協議済、令和元年9月2日付。埋蔵文化財については生涯

<p>(8番 川上 恵 委員)</p>	<p>学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>9月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が田、南が田、北が畑。同意書、無。隣接地所有者へ事業説明済。権利の移転、設定、賃借権の設定20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業をはじめ多数の事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,256㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。約6年で黒字見込む。売電単価、税抜14円。構造等、パネル360枚、寸法1.650m×0.992m。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約137,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。賃借終了後の対応、期間満了後、事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年10月1日から令和4年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和4年9月16日付。当該土地内に送水管が埋設されており、敷地内で漏水等した場合は事業者が早急に対応することで了承済。敷地内の木は、太陽光発電に影響を及ぼした場合は土地所有者と協議のうえ伐採するが、現状では伐採の予定なし。経済産業省事業認可済、令和2年1月9日付。東京電力と接続協議済、令和元年10月8日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。</p>
<p>2番 田中 雄二 委員</p>	<p>6月21日、6月の調査担当委員と事務局で現地調査を行い、6月23日開催の総会において、①土地の引渡しについて耕作者との調整が未了、②工事計画の詳細が不明との理由により「継続審議」とされた案件です。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が雑種地、南が雑種地、北が道を挟んで宅地。同意書、無。西・南側に面している土地は、賃貸借契約書、有。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定3年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っており、今回、太陽光発電設備の設置に適した申請地を借用できることとなり、農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、651㎡のうち1.53㎡。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入、約95万円。売電単価、税抜21円。構造等、パネル176枚、寸法1.755m×1.038m、</p>

<p>(2番 田中 雄二 委員)</p>	<p>高さ 2.5m から 3.0m。パワーコンディショナー 5 基、引込柱 1 本、支柱直径 200 mm×48 本。発電出力 49.5 kW、年間発電量約 45,000kWh。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。営農計画の状況、耕作者、●●●氏。作物、榊、651 m²定植。5 年目、令和 9 年度から収穫見込、9 年目、令和 13 年度あたりから出荷開始予定。賃借終了後の対応、3 年毎の一時転用申請を要す。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、耕作者が 9 月末までに実施する稲刈り後。工事については、南側に隣接する譲渡人所有の土地から人力により搬入、施工すると確認済。その他 他法令等との関係等、農地法第 3 条で「区分地上権の設定」を同時申請。経済産業省事業認可済、平成 30 年 9 月 18 日付。東京電力と接続協議済、平成 29 年 12 月 26 日付。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
	<p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 番、2 番及び 4 番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 番、2 番及び 4 番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。この決定に伴い、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 3 番についても、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 3 番についても、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第 5 議案第 4 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7番 齋藤 勉 委員	<p>9月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。変更前転用事業者、●●●氏。変更後転用事業者、承継者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が田、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、変更前転用事業者は、平成3年2月21日付栃木県指令第5-70114号で農地法第5条の規定による転用許可を受け、新たな住宅を建築する計画であったが、農用地区域からの除外及び農地法第5条申請手続きに相当な時間がかかり、その間に両親が住んでいる住宅が修繕を必要とする状態になってしまったため、家族と相談し実家の所在地に二世帯住宅を建築することがよいという結論に至り、申請地への建築はされなくなった。なお、土地の所有権については、平成3年2月21日付売買により「●●●」に変更済である。その後、新しい住宅の建築を計画していた変更後転用事業者、承継者が申請地の購入に意を表し、農地法の変更手続きを行っていなかったため、申請に至った。顛末書、有。転用面積、420㎡。転用目的、一般住宅 木造2階建、1階49.68㎡、2階44.30㎡。建築面積、51.34㎡。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年10月5日から令和5年4月30日まで。その他 他法令等との関係等、農用地区域除外済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。6番 大野 覚文 委員、何かありますか。
6番 大野 覚文 委員	問題ないと思います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >

議長	<p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番についての審議をいたします。調査委員の報告を、7番 齋藤 勉 委員にお願いいたします。</p>
7番 齋藤 勉 委員	<p>9月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が田、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、実家で妻子と両親等9人の大家族で生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、今回、申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積、420㎡。転用目的、一般住宅 木造2階建、1階49.68㎡、2階44.30㎡。建築面積、51.34㎡。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年10月5日から令和5年4月30日まで。その他 他法令等との関係等、農用地区域除外済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
	<p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3番 栗野 隆夫 委員	9月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、代理人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成19年2月相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約30年。平成4年6月、申請地の西側●●●の土地所有者が美容室を開業した際、駐車場がなかったため、申請地を駐車場として貸し出すようになり、現在に至る。農地への復元の可能性は、砂利が敷かれているため、極めて困難。非農地の申請目的、駐車場。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3番 栗野 隆夫 委員	9月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第6号 整理番号1のとおりです。調査方法、代理人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成27年11月相

(3番 栗野 隆夫 委員)	続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は昭和30年頃には既に山林の状態、そのまま現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	9月20日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第6号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和46年11月贈与により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、桑畑として利用してきたが、養蚕業の斜陽化に伴い事業が継続できなくなり、会社勤務するようになった平成3年頃から不耕作となり、かん木類が生い茂る状態となり、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、16番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。
16番 荒井 喜代子 委員	9月10日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第6号 整理番号3のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成元年5月贈与により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、昭和60年頃から不耕作となり、雑木が繁茂する状態となり、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長	<p>< 質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の 議案第6号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第243号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第7号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（中山）	<p>議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画（第243号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第243号）については、新規3件、更新21件です。利用権の設定を受ける者14名、利用権を設定する者20名です。利用権の設定面積は、104,395㎡です。令和4年度 累計は、150,814㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年9月30日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
議長	<p>< 質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第243号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

議長

異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第243号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

（ 午後 3時 07分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月22日

議 長

15 番

2 番